

中小企業・小規模事業者への資金繰り支援

① 平成30年7月豪雨特別貸付

- 被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を実施

対象事業者

- ① 災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた事業者（罹災証明書が必要）
- ② 直接被害事業者と直接取引があり業況が悪化している事業者
- ③ 風評被害による影響を受けた事業者

支援内容

- ① 直接被害事業者
金利：基準利率（災害）から▲0.9%金利引き下げ
（▲0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3,000万円）
※貸出後4年目以降及び限度額を超える分は▲0.5%
貸付限度額：中小事業 3億円（別枠）
国民事業 6,000万円（上乗せ）
- ② 間接被害事業者
金利：基準利率（災害）での貸付
貸付限度額：中小事業 3億円（別枠）
国民事業 6,000万円（上乗せ）
- ③ 風評被害事業者
金利：基準利率での貸付
貸付限度額：中小事業 7億2,000万円（別枠）
国民事業 4,800万円（別枠）

平成30年 7月11日現在	基準利率（災害）	： 中小事業1.16%、国民事業1.36% （担保の有無等に関わらず適用利率は一律）
	基準利率	： 中小事業1.16%、国民事業1.81% （担保の有無等によって適用利率は変動）

② 信用保証制度

- 信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う「セーフティネット保証4号」を実施

対象事業者

指定地域内（災害救助法適用地域又は府県から指定の要請があつて国が認めた地域）の業況が悪化している中小企業

※災害の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同期比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること（市町村が認定）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
 - ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
 - ③ 保証人：原則第三者保証人は不要
- さらに、災害救助法適用地域において、直接被害を受けた事業者に対しては、さらに別枠で信用保証協会が100%保証を行う「災害関係保証」を実施（罹災証明書が必要）

③ 中小企業再生支援協議会による支援

- 中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの抜本的な金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などを支援

支援内容

- ・財務状況の改善や資金繰りに関する窓口相談
- ・課題の解決に向けた助言、適切な支援策や支援機関の紹介
- ・既往債務の返済繰り延べや債務免除などのための抜本的な金融支援のための事業再生計画の策定や債権者調整

小規模事業者経営改善資金の拡充（西日本豪雨災害マル経）

平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 （西日本豪雨災害マル経）

事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 平成30年7月豪雨により、被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、以下の措置を実施します。

- ① 貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
- ② 貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害▲0.9%、間接被害▲0.5%引下げ

（※）災害により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、①11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に所在する直接被害を受けた小規模事業者、②11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に所在する直接被害を受けた事業者（大企業も含む）に相当程度依存している間接被害を受けた小規模事業者です。

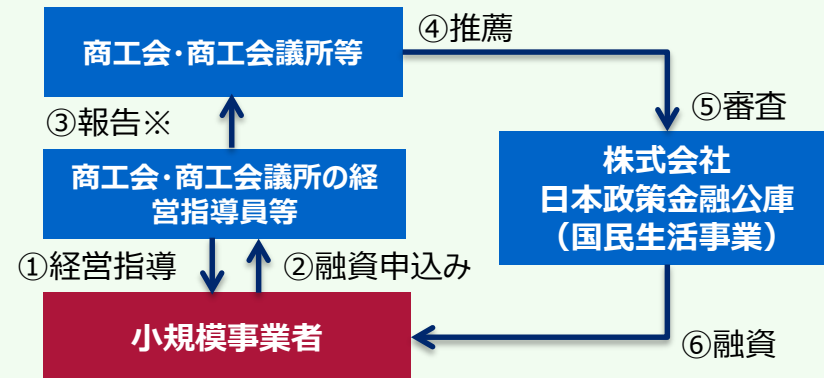
※①直接被害の場合は、罹災証明書が必要です。（状況により事後提出可）

※②間接被害の場合は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要です。



事業イメージ

融資制度のスキーム



※マル経融資については、商工会・商工会議所等において審査会を開き審査を行います。

貸付条件

<災害対応特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：平成30年7月11日現在
0.21%（直接被害）・0.61%（間接被害）※当初3年間
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること
※迅速な復興資金の供給を図る観点から、提出書類の簡素化なども実施しています

<本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：平成30年7月11日現在 1.11%
（貸付期間、据置期間、担保等は災害対応特枠と同じ）

小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

① 特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和

- 特例災害時貸付を新たに措置し、今般の豪雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、（独）中小企業基盤整備機構において、貸付利率の無利子化、据置期間の設定などを実施

対象事業者

平成30年7月豪雨により災害救助法適用地域内に所有する事業資産に直接被害を受けた小規模企業共済契約者

支援内容

- ① 貸付利率：**無利子**
- ② 貸付限度額：**2,000万円**（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

② 掛金の納付期限の延長等

- 災害救助法適用地域の共済契約者の希望により
 - ① 掛金の納付期限の延長
 - ② 掛金の掛止め
 - ③ 掛金月額減額のいずれかを実施

対象事業者

災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者

支援内容

- ① 掛金の納付期限の延長：掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止
- ② 掛金の掛止め：掛金の納付を一定期間（6か月又は12か月）停止
- ③ 掛金月額の減額：掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択可能

③ 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

平成30年7月17日時点で契約者貸付けを受けている共済契約者の延滞利子を約定償還期日から1年間免除（約定償還期日が平成30年6月1日以降の借入れが対象）

対象事業者

災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者